糸魚川都市計画防災街区整備地区計画の決定（糸魚川市決定）

糸魚川都市計画糸魚川駅北地区防災街区整備地区計画を次のように決定する。

名　　称		糸魚川駅北地区防災街区整備地区計画
位　　置		糸魚川市本町、大町一・二丁目、横町一・二丁目及び新鉄一丁目　各地内
面　　積		約 17.8 ha
地区計画の目　　標		本地区は、糸魚川市の中心市街地内に位置し、JR糸魚川駅から徒歩圏の交通至便の地にある。糸魚川市駅北大火前は、加賀街道の宿場町として古くから栄えた雁木のあるまちなみや、酒蔵、割烹等の歴史的資源が多く残っている一方で、築年数が経過した木造家屋が連続した商店街を形成していた。また、本地区は、人口の減少や高齢化の進行などによる空き店舗の増加をはじめとした商店街全体の活力の低下が課題となっていた。 本計画は、糸魚川駅北大火を契機とし、防災道路等の公共施設整備と建築物等の制限によって防災機能が向上した「災害に強いまち」「住み続けられるまち」を実現するとともに、壁面後退等による歩行者空間の確保や道路・広場のネットワーク化等によって「にぎわいのあるまち」を形成することを目標とする。
区域の整備に関する方針	土地利用の方針	市道横町大町線（本町通り）の一部の沿道においては、延焼遮断帯及び避難路としての機能向上とともに、地区の立地や歴史にふさわしい景観創出を図り、復興と賑わいとコミュニティのシンボル軸の形成を目指す。 その他の区域においては、防災性の向上と良好な住環境の形成を目指す。
	地区施設及び地区防災施設の整備の方針	1.消防活動困難区域の解消及び災害時の避難の安全性を確保するため、都市防災推進事業計画において地区防災道路と位置づけられている地区内の主要な道路（市道）等を地区防災施設として整備する。 2.災害時の延焼防止及び地区内の安全な避難動線を確保するため、市道横町大町線（本町通り）の一部を特定地区防災施設とし、沿道建築物等と一体的に整備する。 3.災害時の安全確保及び良好な住環境の形成のため、道路ネットワークを形成する生活道路（市道）等を地区施設として整備する。
	建築物等の整備の方針	特定地区防災施設沿道の建築物等について、特定地区防災施設と一体となって特定防災機能を確保するとともに、個性的で良質なまちなみが形成されるよう、制限等を定める。

		名　称	幅 員	延 長	備 考
地区防災施設の区域	道路	地区防災道路①　市道浜町北側線	6.0m	約 220m	拡幅
		地区防災道路②　市道銀行西線	6.0m	約 150m	拡幅
		地区防災道路③　市道浜町通線	6.0m	約 350m	拡幅
		地区防災道路④　市道藪西通線	6.0m	約 90m	拡幅
		地区防災道路⑤　市道仲道線	8.0m	約 230m	拡幅
		地区防災道路⑥　市道観音堂小路線	6.0m	約 160m	拡幅
		地区防災道路⑦　市道浜通1号線	6.0m	約 80m	拡幅
		地区防災道路⑧　市道万代屋裏小路線	6.0m	約 140m	拡幅
		地区防災道路⑨　市道諏訪前通線(東)	6.0m	約 80m	拡幅
		地区防災道路⑩　市道四ツ角通線(南)	7.0m	約 70m	既設
		地区防災道路⑪　市道上刈白馬通線	8.0m	約 250m	既設
		地区防災道路⑫　市道仲町通線(東)	9.0m	約 230m	既設
		地区防災道路⑬　市道横町大町線（本町通り）(西)	10.0m	約 80m	既設
特定地区防災施設の区域	道路	名　称	幅 員	延 長	備 考
		市道横町大町線（本町通り）(東)	10.0m	約350m	既設

特定建築物地区整備計画	位　置	糸魚川市本町及び大町二丁目　各地内	
	区　域	特定地区防災施設の南北の境界からそれぞれ12m以内の区域	
	面　積	約 1.2 ha	
	建築物の制限に関する事　項	(ｲ)建築物の間口率の最低限度	特定地区防災施設に接する敷地で特定建築物地区整備計画区域内に建築する建築物の間口率の最低限度は 7/10 とする。 なお、建築物が特定建築物地区整備計画区域の内外にわたる場合においては、区域内の建築物の部分について本規定を適用する。
		(ﾛ)建築物の高さの最低限度	特定地区防災施設に接する敷地で特定建築物地区整備計画区域内に建築する建築物の高さの最低限度は5mとする（高さは当該建築物が面する特定地区防災施設と当該建築物の敷地との境界線からの、特定建築物地区整備計画区域内における高さとする）。 ただし、特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分はこの限りではない。 なお、建築物が特定建築物地区整備計画区域の内外にわたる場合においては、区域内の建築物の部分について本規定を適用する。
		(ﾊ)建築物の構造に関する防火上必要な制限	耐火建築物又は準耐火建築物とする。 また、その敷地が特定地区防災施設に接する、公共用歩廊（雁木）又はあずまやを除く建築物（特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の高さが5m未満の範囲は、空隙のない壁が設けられる等防火上有効な構造であること（高さは当該建築物が面する特定地区防災施設と当該建築物の敷地との境界線からの、特定建築物地区整備計画区域内における高さとする）。 建築物に附属する門又は塀（いずれも敷地の地盤面からの高さが2mを超えるものに限る。）は、不燃材料で造り、又はおおわなければならない。 なお、建築物が特定建築物地区整備計画区域の内外にわたる場合においては、その建築物の全部について本規定を適用する。
		(ﾆ)壁面位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（軒、ひさし、面格子その他これらに類するものを除く。）の面は、当該建築物が面する特定地区防災施設と当該建築物の敷地との境界線から2.4m以上後退して建築するものとする。 ただし、十分に外気に開放された平屋の公共用歩廊（雁木）は除く。
		(ﾎ)壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退区域は歩道状の空間とし、歩行者の通行を妨げる塀、かき、さく、広告物、看板、自動販売機等の工作物を設置してはならない。 ただし、公益上必要なもの、その他これらに類するものは除く。
		適用しない事　項	前5項のうち、次の1)に該当するものは(ｲ)(ﾛ)の規定を、2)～4)の各号に該当するものは(ｲ)(ﾛ)(ﾊ)の規定を、5)～9)の各号に該当するものは(ｲ)(ﾛ)(ﾊ)(ﾆ)(ﾎ)の規定を、それぞれ適用しない。 1) 十分に外気に開放された平屋の公共用歩廊（雁木）又はあずまや。 2) 建築基準法第85条第2項及び第5項に掲げる災害対応のための応急仮設建築物及び仮設建築物。 3) 延べ面積が50㎡以下の平屋建てであり、かつ、外壁及び軒裏が全て防火構造となっている附属建築物（特定建築物地区整備計画区域内に主たる建築物があるものに限る）。 4) 特定建築物地区整備計画区域内にある主たる建築物に附属する簡易な構造の建築物（建築基準法第84条の2に規定する簡易な構造の建築物）。 5) 地区計画の規定の施行又は適用の際に、現に存する建築物等若しくは、工事中の建築物等。 6) 建築基準法第3条第1項に掲げる建築物（文化財）。 7) 地下に存する建築物。 8) 都市計画施設の区域内の建築物。 9) 市長が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの。

防災街区整備地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名　称	幅員	延長	備考
			地区道路①　市道諏訪小路線	5.0m	約 90m	既設
			地区道路②　市道寺前線	5.0m	約 180m	既設
			地区道路③　市道横町浜通線	5.0m	約 80m	既設
			地区道路④　市道四ツ角通線(北)	4.0m	約 70m	既設
			地区道路⑤　市道浜町北側線(西)	5.0m	約 120m	既設
			地区道路⑥　市道諏訪前通線(西)	6.0m	約 40m	既設
		その他	名　称	幅員	延長	備考
			地区道路⑦　市道西性寺線	3.0m	約 40m	既設
			地区道路⑧　市道仲町通線(西)	3.0m	約 90m	既設
			地区道路⑨　市道万代屋裏中小路線	3.0m	約 50m	既設
			地区道路⑩　市道浜通3号線	3.0m	約 20m	既設
			地区道路⑪　市道六軒小路線	3.0m	約 120m	既設
			地区道路⑫　市道屋敷添道１号線	3.0m	約 50m	既設
			地区道路⑬　市道七軒小路線	3.0m	約 50m	既設
			地区道路⑭　市道田町線	3.0m	約 160m	既設
			地区道路⑮　市道横町南裏通1号線	3.0m	約 40m	既設
			地区道路⑯　市道西性寺西線	3.0m	約 40m	既設
			地区道路⑰　市道駅西通線	3.0m	約 150m	既設
			名　称		面積	備考
			駅前海望公園		約 1,560㎡	既設
			いとよ広場		約 150㎡	既設
			塩の道広場		約 200㎡	既設

「区域、地区防災施設の区域、特定地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：延焼遮断帯の形成及び雁木空間（歩行者空間）の確保を図り、災害に強いまちをつくるとともに糸魚川らしい景観づくりを推進するため、防災街区整備地区計画を決定する。

糸魚川都市計画防災街区整備地区計画

糸魚川駅北地区防災街区整備地区計画　総括図　〔糸魚川市決定〕

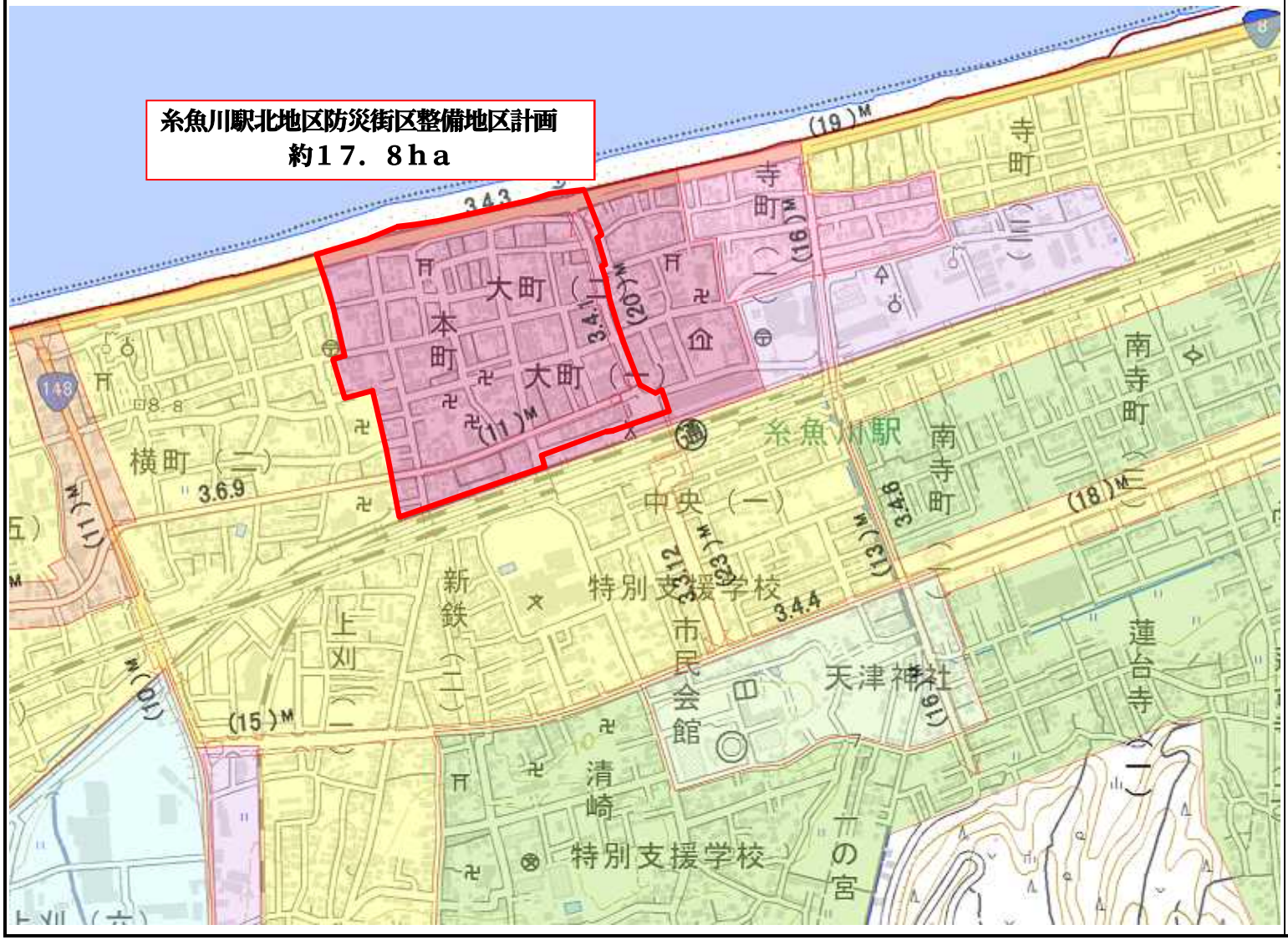

糸魚川都市計画防災街区整備地区計画

糸魚川駅北地区防災街区整備地区計画　計画図１　〔糸魚川市決定〕

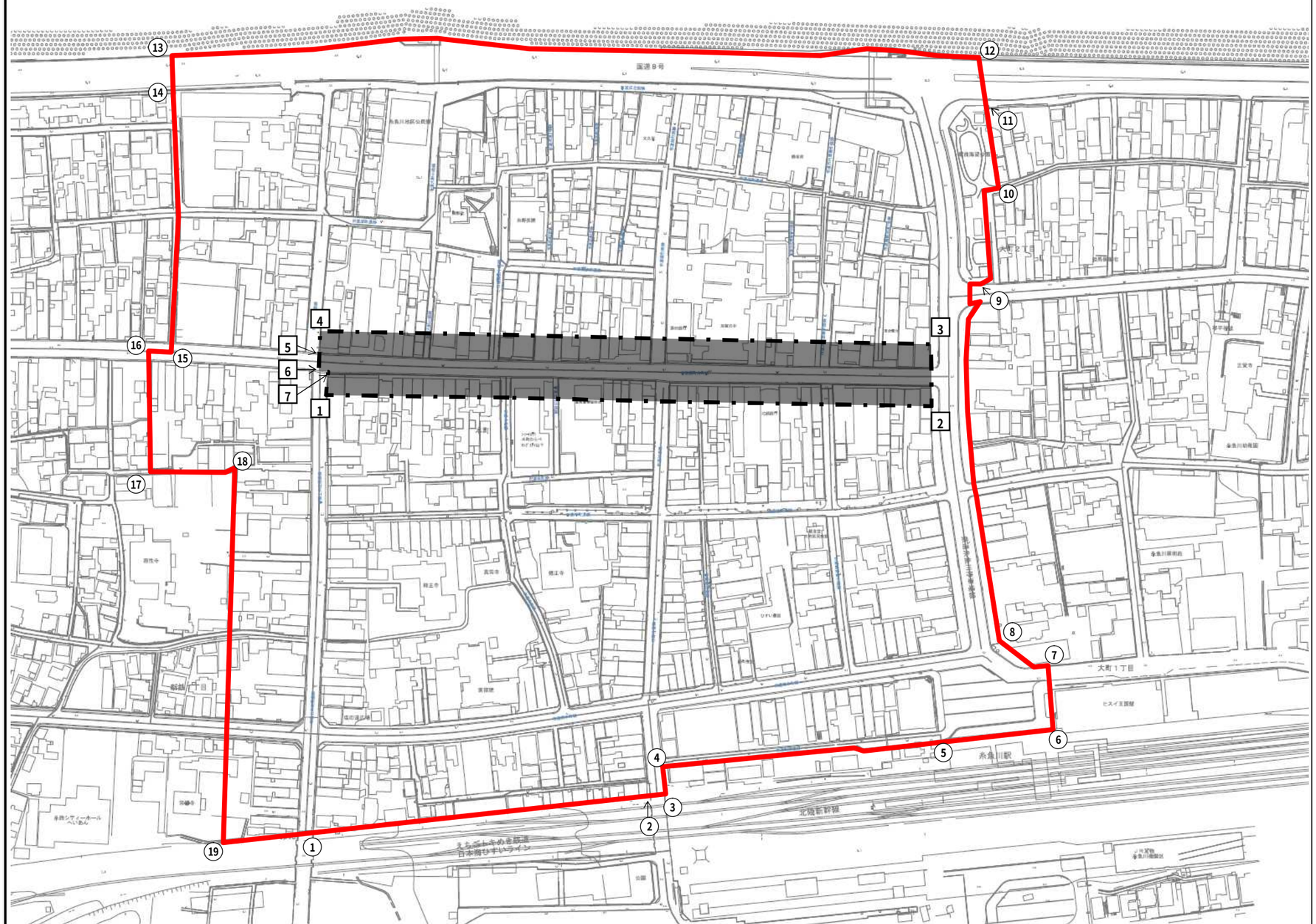

凡　例

防災街区整備
地区計画区域

区域境界分類

①,②　JR用地Co境界杭
②-③　①-②の延長線
③-④　市道仲道線の東側境界線
④-⑤　市道駅西通線の南側境界線
⑤-⑥-⑦-⑧　糸魚川駅駅前広場の都市計画決定線
⑧-⑨　都市計画道路糸魚川停車場線の東側都市計画決定線
⑨-⑩-⑪　駅前海望公園の境界線
⑪-⑫　⑩-⑪の延長線
⑫-⑬　擁壁中心線
⑬-⑭　⑭-⑮の延長線
⑭-⑮-⑯-⑰-⑱　道路中心線
⑱-⑲　市道上刈白馬通線中心線から45m
⑲-①　①-②の延長線
（⑫-⑲間は用途地域の境界に同じ）

特定建築物
地区整備計画区域

市道横町大町線（本町通り）から12m

区域境界分類

1-2　市道横町大町線の南側境界線から12m
2-3　都市計画道路糸魚川停車場線の西側都市計画決定線
3-4　市道横町大町線の北側境界線から12m
4-5　市道四ツ角通線の東側境界線
5-6　4-5の延長線
6-7　市道横町大町線の南側境界線
7-1　市道上刈白馬通り線の東側境界線

防災街区整備地区整備計画の区域は、防災街区整備地区計画区域のうち特定建築物地区整備計画区域、地区防災施設の区域及び都市計画施設の区域を除いた区域

縮尺　1:2500
0　30　50　100m

N

糸魚川都市計画防災街区整備地区計画

糸魚川駅北地区防災街区整備地区計画　計画図２　〔糸魚川市決定〕

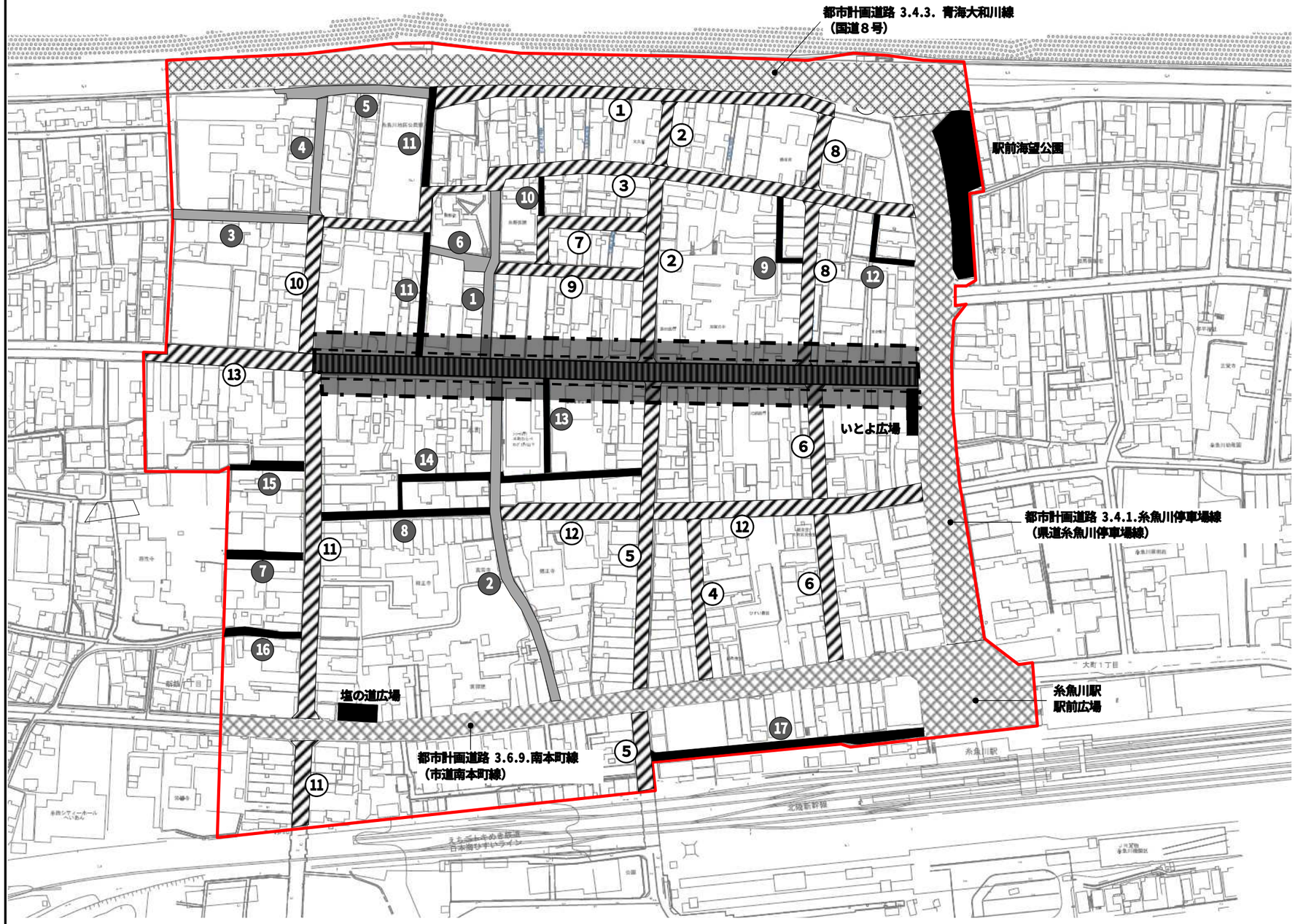

凡　例

- 防災街区整備地区計画区域
- 特定建築物地区整備計画区域
- ① 地区防災施設（道路）
- 特定地区防災施設
- ① 地区施設（道路）
- ⑦ 地区施設（その他）
- 都市計画施設
- 壁面位置の制限
  （特定地区防災施設の境界から 2.4m以上）

防災街区整備地区整備計画の区域は、防災街区整備地区計画区域のうち特定建築物地区整備計画区域、地区防災施設の区域及び都市計画施設の区域を除いた区域

縮尺　1:2500

0　30　50　100m

N